

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当たる翌日)

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◆告示 保健医療機関等の指定
保険医等の登録

家畜伝染病の発生

土地改良事業の役員の退任（二件）

土地改良事業の認可（四件）
保安施設地区の指定予定（一件）

告 示

鳥取県告示第二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	昭和五十八年一月十六日
ヤスダ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇一	"
荒川耳鼻咽喉科 医院	米子市東福原八四一	昭和五十八年一月八日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九一	昭和五十八年一月十四日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	昭和五十八年一月十一日
カスヤ歯科医院	F鳥取市元町二二七岡本ビル二	昭和五十八年一月十日
板倉内科医院	米子市西三柳二二三一	昭和五十八年一月十一日
田本歯科医院	米子市万能町九	昭和五十八年一月八日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目二一一	昭和五十八年一月八日
Aコープ鳥取薬局 イコーナーイヌ	鳥取市吉方温泉町四丁目六〇	昭和五十八年一月五日

鳥取県告示第二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
宮崎一郎	鳥医第一、八五九号	昭和五十七年十二月九日
都田恵子	鳥薬第五〇七号	昭和五十七年十二月十三日

鳥取県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり花見東郷土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理 事 森 本 正 弘 東伯郡東郷町大字川上八〇〇
昭和五十七年十二月十九日退任

鳥取県告示第二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、

同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十八年一月二十一日

家畜伝染病	種類	区分	頭数	発生年月日	発生場所	飼養場所
豚丹毒	豚	患畜	一	昭和五十八年一月十四日	○米子市夜見町三八	境港市小篠津町四

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十四号
羽合町から申請のあつた町営土地改良（宇野地区農業用用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年一月二十日
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県告示第三十二号

日南町から申請のあつた町営土地改良（市場地区ほ場整備）事業は、土
地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年一月二十日認
可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十五号

国府町から申請のあつた町営土地改良（麻生地区農道舗装）事業は、土
地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年一月二十日認
可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（金屋谷地区農業用用排水）事業
は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項
において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年一月二
十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する
同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡泊村大字泊字丸山一〔六四、一一六五〕

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

- 四 指定の有効期間
立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十七号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十一日

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡三朝町大字笏賀字大笏賀二八一、二八二、三〇五から三〇七まで、字杣良路谷四七九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をできる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）